

入札・契約制度について（お知らせ）

平成21年12月17日
財団法人千葉県下水道公社

当社は、県及び市町村からの受託業務を実施していることから、公正で透明性・競争性の高い入札契約制度が求められています。

千葉県では、平成21年5月1日から12月31日までの間、公共事業等の早期施行について事務量の低減を図り早期執行を推進するため、最低制限価格の対象範囲を拡大するなどの取組を行っておりますが、依然として建設業を取り巻く経済・雇用情勢が厳しいことから、この取組を当分の間、継続して実施することから当公社においても同様に行うものです。

1 公共事業等の早期施行に向けた取組の実施期間延長について 実施期間の変更内容

(現行)

平成21年5月1日から12月31日までの間に公告又は指名通知を行う入札に適用する。

(変更後)

平成21年5月1日から当分の間、公告又は指名通知を行う入札に適用する。

(参考) 公共事業の早期施行に向けた取組

1 低入札価格調査

(変更前) 予定価格2,500万円以上の「建設工事」の入札案件

(変更後) 予定価格5,000万円以上の「建設工事」の入札案件

2 最低制限価格

(変更前) 予定価格2,500万円未満の「建設工事」の入札案件

(変更後) 予定価格5,000万円未満の「建設工事」の入札案件

3 総合評価方式の対応について

技術的工夫の少ない工事を対象とした総合評価方式の「特別簡易型」について、一部の項目を省略する。

(1) 特別簡易型(5,000万円以上1億円未満)

「施工計画」を求めない。

※ ただし、大規模な仮設を伴う工事など、「安全審査」の対象工事の場合はこの限りではない。

※ 個別の案件への適用は入札の公告等に記載しますので、よく読んで入札に参加してください。